

令和7年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金に係るQ & A

Q 1. 国や県、市の他の給付金・補助金等との併給は可能か。

(答) それぞれの給付金・補助金等の支給要件で本支援金との併給を禁止していなければ、重複して申請することができます。

Q 2. 実際にかかった電気代やガソリン代等の経費の領収書等の添付は必要か。

(答) 添付は不要です。

Q 3. 申請書をFAXや電子メールで提出したい。(新たに交付申請を行う場合)

(答) 郵送・持参による申請のみ受け付けます。
押印が必要な書類があることや、提出方法の分散による処理業務の複雑化等を避けるため、郵送・持参以外の提出はご遠慮ください。

Q 4. 介護保険法の訪問介護事業所が、障害福祉サービスの居宅介護も一体的に事業を行っている場合、どのように申請すればよいか。

(答) 訪問介護事業所等で、介護保険サービスと障害福祉サービスの事業を一体的に行っていきたい事業所については、介護保険サービスを優先し、介護保険サービス事業所として申請してください。
なお、「鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金」と「鶴岡市障害者施設等物価高騰対策支援金」の両方の給付を受けることはできません。

Q 5. 1法人で複数の施設があり、拠点ごとに申請したい。

(答) 法人単位による申請にご協力をお願いします。法人単位で申請いただけないやむを得ない理由がある場合は、市へ別途ご相談ください。

Q 6. 法人名義ではなく施設名義の口座に振り込んでほしい。

(答) 不正受給防止のため、申請者（法人の代表者）と異なる名義の口座に振り込むことはできません。やむを得ない理由で施設名義の口座に指定したい場合は、委任状（任意様式）が必要です。

Q 7. 一部ユニット型の介護老人福祉施設で、短期入所生活介護事業所を併設している場合の定員の考え方。

例) 従来型の介護老人福祉施設（定員80人）、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設（定員20人）、併設型短期入所生活介護（定員20人）

(答) 80人+20人+20人=120人となります。

Q8. 介護老人福祉施設（併設の短期入所を含めた定員100人）に通所介護事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所を併設している場合の支援金の計算方法は。

(答) それぞれの額を合算します。

(区分1・介護老人福祉施設)	1万円×100人	133万5千円
+		
(区分2・通所介護事業所)	11万円	
+		
(区分5・訪問介護事業所)	10万5千円	
+		
(区分5・居宅介護支援事業所)	12万円	

Q9. 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に、訪問介護事業所や通所介護事業所が併設している場合の計算方法は。

(答) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に訪問系サービスや通所系サービスが併設されている場合、併設事業所は交付対象外となります。

Q10. 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に併設している通所系・訪問系の事業所は対象外となるが、この場合の「併設」とはどういう形態を指すのか。

(答) 介護報酬算定上の「同一建物減算」に該当する形状の建物が該当します。

(構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物で効率的なサービス提供が可能なもの)

Q11. 市町村が設置し、運営を民間法人に委託する公設民営の施設は対象か。

(答) 対象なりません。

Q12. この支援金で、施設の事務用品を購入してもよいか。

(答) 本支援金は、高齢者施設等における原油価格・物価高騰等の影響を軽減し、質の高いサービスの提供が継続できるようにすることを目的としており、サービスの提供に関係のない経費に充てることは想定していません。

Q13. 後日、実績報告書の提出を求められるのか。

(答) 実績報告書の提出は不要です。ただし、交付申請や支援金の受領を証する書類は、支援金を受領した年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておく必要があります。

Q14. 令和6年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付決定を受けた事業者も、再度申請書類を提出する必要があるのか。

(答) 令和6年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付決定を受けた事業者については、交付対象の事業所や振込先口座を既に把握していることから、今回の申請手続きを簡素化し、再度申請書類を提出する必要はありません。市から交付に係る確認書を送

付し、交付辞退や口座変更の申し出を行わない場合、確認書に記載された交付予定日に支援金が振り込まれます。